

資料2－1－①

別表 1

福祉サービス第三者評価事業の対象福祉サービス

区分	サービスの種類
高齢者	訪問介護
	訪問入浴介護
	訪問看護
	訪問リハビリテーション
	通所介護
	通所リハビリテーション
	短期入所生活介護
	短期入所療養介護
	特定施設入居者生活介護
	福祉用具貸与
	居宅介護支援
	介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）
	介護老人保健施設
	介護療養型医療施設
	養護老人ホーム
	軽費老人ホーム（ケアハウス、A型）
	有料老人ホーム
障がい者	居宅介護（訪問支援）
	短期入所
	共同生活援助（グループホーム）
	障害者支援施設
	生活介護（通所支援）
	就労移行支援
障がい児	就労継続支援
	福祉型障害児入所施設
	医療型障害児入所施設
	児童発達支援
こども	放課後等デイサービス
	乳児院
	母子生活支援施設
	児童養護施設
	児童心理治療施設
	児童自立支援施設
	保育所
その他	婦人保護施設
	救護施設
	社会事業授産施設

* 長野県では、福祉サービス第三者評価事業の対象となる福祉サービスを福祉サービス全般とし、調査票を策定した福祉サービスから順次評価を開始する。

* 社会的養護関係施設については、全国共通の評価基準、利用者調査票な等を使用する。